

第51回日独スポーツ少年団同時交流実施要項〔派遣〕

本交流は、日独両国のスポーツ少年団の青少年および指導者の相互交流により友好と親善を深め、国際的
能力を高めると共に、両国の青少年スポーツの発展に寄与することを目的に、2023年に調印した「日独スポ
ーツ少年団国際交流協定書」に基づき、次のとおり実施する。

(1) 主催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団
都道府県体育・スポーツ協会都道府県スポーツ少年団
ドイツスポーツユエント(dsj)

(2) 後援

スポーツ庁

(3) 期日

2024年7月31日(水)日本発/ドイツ着～8月14日(水)ドイツ発/15日(木)日本着

◆日本団事前研修会:5月18日(土)～19日(日)(オンライン/全員参加)

◆日本団集合・結団式:7月29日(月)～31日(水) 2泊3日〔国立オリンピック記念青少年総合センター〕

(4) 参加人数・グループ編成

日本団:100名〔11グループ97名(団員86名、引率指導者11名)、団長団3名〕

※グループ編成の詳細は別紙『日独スポーツ少年団同時交流パートナー編成(2024-2027)』のとおり

(5) 共通テーマ

「スポーツ×SDGs」～スポーツが拓く社会の持続可能性～

(6) プログラム

(1) 参加資格

〔団員〕以下の条件を全て満たし、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者

① 令和5(2023)年度にスポーツ少年団に登録しており、令和6(2024)年度も引き続き登録する者

② 2000年4月2日～2008年4月1日生まれの者(派遣年度に16歳～24歳の誕生日を迎える者)

ただし、以下に該当する場合は、上記②を満たさなくても参加可とする

●令和2(2020)年度の第47回交流申込者として都道府県スポーツ少年団から日本スポーツ少年
団に推薦されていた者で、令和5(2023)年度の第50回交流に参加していない者

●オンラインで開催した令和3(2021)年度の第48回交流および令和4(2022)年度の第49回交
流参加者で、令和5(2023)年度の第50回交流に参加していない者

③ 次のいずれかに該当する者

1) 日本スポーツ少年団シニア・リーダー資格保有者

2) 所定の活動単位取得者(計20単位以上)

3) 都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する者

(将来、所属都道府県における日独スポーツ少年団同時交流受入をはじめとする国際交流に貢
献する意欲があり、積極的に少年団活動に関わることが見込まれる者)

※ 過去に本交流に日本団団員として参加経験のある者も可とする

※ 各グループについて、当該グループ構成都道府県から人数枠を上回る団員の推薦希望があ
った場合、または当該グループの推薦団員数がグループ成立条件(指導者1名、団員3名以
上)を満たさない場合の対応は、各都道府県からの推薦状況を踏まえ日本スポーツ少年団
にて決定する。なお、全体の申込状況に鑑み、団員は本人が所属するグループとは別のグル
ープから本交流に参加する場合がある。

④ インターネットによる通信環境および通信端末(パソコン・タブレット推奨)を有し、オンライン形式で
のグループワーク、活動等に積極的に参加する意欲のある者。

⑤ 協調性があり、集団生活において規律を守ることができる者

⑥ 英語またはドイツ語等を使い、積極的に現地でのコミュニケーションを図る意欲のある者

⑦ 将来、スポーツ少年団指導者として活躍が期待できる者

〔引率指導者〕以下の条件を全て満たし、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者

- ① 令和5(2023)年度にスポーツ少年団に登録しており、令和6(2024)年度も引き続き登録する者
- ② 次のいずれかに該当する者
 - 1) 令和6(2024)年度にスポーツ少年団に「指導者」として登録し、スポーツ少年団の理念を学習した者
 - 2) 令和6(2024)年度にスポーツ少年団に「役員」または「スタッフ」として登録している者で、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(「JSPPO 資格」)を保有(日本サッカー協会公認C級コーチライセンス以上、日本バスケットボール協会公認C級ライセンス以上の資格を保有する者、令和5年度JSPPO資格養成講習会受講修了者を含む)し、スポーツ少年団の理念を学習した者
- ③ 日本を代表する立場の者としてふさわしい人格と行動力を有し、ドイツ滞在中の団員の心身両面のケアと成長をサポートできる者
- ④ インターネットによる通信環境および通信端末(パソコン・タブレット推奨)を有し、オンライン形式でのグループワーク、活動等に積極的に参加する意欲のある者
- ⑤ 英語またはドイツ語等を使い、積極的に現地でのコミュニケーションを図る意欲のある者
- ⑥ 原則として20歳以上、65歳以下の者(今後もスポーツ少年団で活躍できる若手が望ましい)

(2) 経費

負担金 1人25万円

- ① 海外旅行保険代、ドイツ滞在中の基本滞在費(宿泊費、食事代、施設入場料等)を含む。
- ② 次のものは参加負担金に含まれず、個人負担となる。
 - 1) 渡航手続き(パスポート取得等)に要する経費
 - 2) 【往路】居住地から日本団集合場所(国立オリンピック記念青少年総合センター)および【復路】羽田空港から居住地までの交通費
 - 3) 現地における各グループ内共通経費および個人的諸費用

(3) 事前研修会

- ① 日本団事前研修会(オンライン/全員参加)
〔期 日〕2024年5月18日(土)・19日(日) 2日間
※ やむを得ない事情により参加できなかった者には別途課題(調整中)を課し提出させる。
- ② グループ別事前研修会
日本団事前研修会終了後、共通テーマ・その他準備に関してさらに研修を積むため、各グループの引率指導者を中心にグループ別事前研修会を実施する。なお、期日や実施方法等はグループごとに決定する。

(4) 日本団集合・結団式

〔期 日〕2024年7月29日(月)～31日(水)2泊3日 ※31日(水)日本出発
〔会 場〕国立オリンピック記念青少年総合センター

(5) 推薦方法

別に定める推薦要領に基づき、都道府県スポーツ少年団から日本スポーツ少年団に推薦する。
※ 令和2(2020)年度推薦者、令和3(2021)年度および令和4(2022)年度参加者を優先して推薦するよう配慮すること。

(6) 推薦期限

2024年3月11日(月)必着

(7) 派遣者の選考

各都道府県からの推薦後、日本スポーツ少年団にて書類選考を行い、日本団派遣者を決定する。

(8) 海外旅行保険

日本スポーツ少年団は本交流期間中((前後の各移動日を含む)、日本団全員を被保険者とした海外旅行保険に加入する

[補償内容(予定)]

傷害死亡・後遺障害	20,000 千円 (2,000 万円)
傷害治療	3,000 千円 (300 万円)
疾病治療	500 千円 (50 万円)
賠償責任	5,000 千円 (500 万円)

(9) 参加負担金の返金

参加決定および参加負担金納入後、参加者本人の都合により本交流への参加を取り消す場合には、実費(公式ユニフォーム、航空券キャンセル等)がかかったものに関しては、それらの金額を差し引いて返金する。

(10) 参加の流れ(推薦から日本帰国までの流れ)

～3月11日	団員・引率指導者推薦(都道府県スポーツ少年団→JJSA)
～4月上旬頃	決定通知送付(JJSA→推薦都道府県スポーツ少年団、参加者) 参加負担金納入(期限:日本団事前研修会まで)
5月18日～19日	日本団事前研修会(オンライン/全員参加)
6月～7月	グループ別事前研修会、ドイツ側受入担当との顔合せ
7月29日	日本団集合[国立オリンピック記念青少年総合センター]
7月30日	全体・グループ別ミーティング、結団式(予定)
7月31日	日本出発(羽田空港)
～8月14日	全体プログラム(前半)、地方プログラム、全体プログラム(後半) ドイツ出発(8月14日フランクフルト空港→日本着:8月15日羽田空港)

(7) 個人情報および肖像権の取扱いについて

(1) 日本スポーツ協会は、本交流開催にあたり、以下の目的のために個人情報を取得する。

- ・ 交流の申込み手続きおよび参加資格審査
- ・ 交流運営上必要なプログラム編成および各種資料作成
- ・ 交流運営上必要な申込手続き
- ・ 報告書の作成
- ・ 交流運営に必要な連絡

(2) 日本スポーツ協会は、個人情報を以下のとおり共同利用する。

共同して利用される個人情報の項目	・参加申込時及び参加決定後に提出される情報 ・交流中に取得した情報(交流中に撮影した写真および映像)
共同して利用する者の範囲	●運営団体 ・公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団 ・ドイツスポーツユーгент(dsj)、dsj加盟団体 ●参加者が申込手続きを行う団体 ・当該都道府県スポーツ少年団 ※当該参加者が申込手続きを行う都道府県スポーツ少年団以外には提供されない
共同して利用する者の利用目的	●運営団体 ・上記(1)に記載の内容 ●参加者が申込手続きを行う団体 ・交流の申込手続きおよび参加資格審査
個人情報の管理責任者	公益財団法人日本スポーツ協会 会長 遠藤 利明 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 11階

- (3) 参加申込書に記載されている個人情報の一部(顔写真、氏名、性別、生年月日、年齢、得意なスポーツ・趣味、住所)および参加者決定後に提供される個人情報(アレルギー情報)は、dsj を通じて、ドイツ滞在中のホームステイ先にも提供される。
- (4) 取得した個人情報は、本交流の運営のため、旅行代理店に取扱を委託する。なお、日本スポーツ協会は、旅行代理店との間で個人情報の取扱に関する契約を締結し、適切な管理・監督を行う。
- (5) 交流の様子は、参加申込書に記載されている情報(氏名、道府県、年齢)とともに主催者および主管団体を通じた公開、交流関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌および関連ホームページ等への掲載、次回交流プログラムへの掲載等で公表することがある。
- (6) 交流関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ、インターネット等によって掲載されることがある。
- (7) 日本スポーツ協会は、本人またはその代理人から、保有する個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求があった場合、法令に則って、所定の手続に従い、誠意をもって対応する。また、本人から利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、法令に則って、所定の手続に従い、遅滞なく通知する。これらの請求については、日本スポーツ協会地域スポーツ推進部少年団課(jjsa@japan-sports.or.jp)まで連絡すること。
- (8) 日本スポーツ協会の個人情報保護方針は以下 URL から確認すること。
<https://www.japan-sports.or.jp/privacy/policy.html>



私たちは、「スポハラ」のないスポーツ界を目指します。